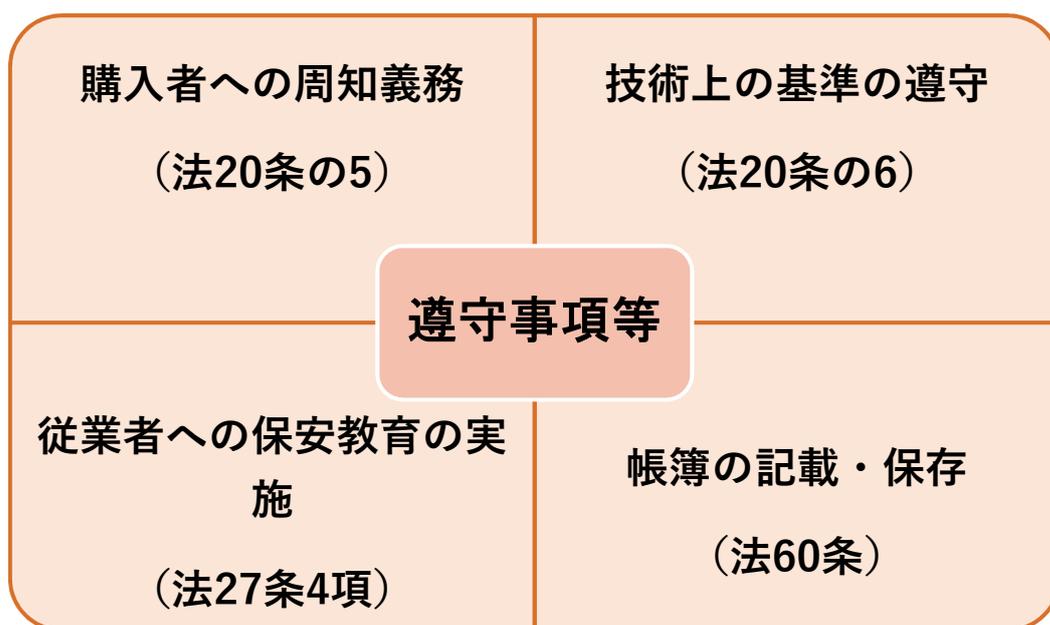
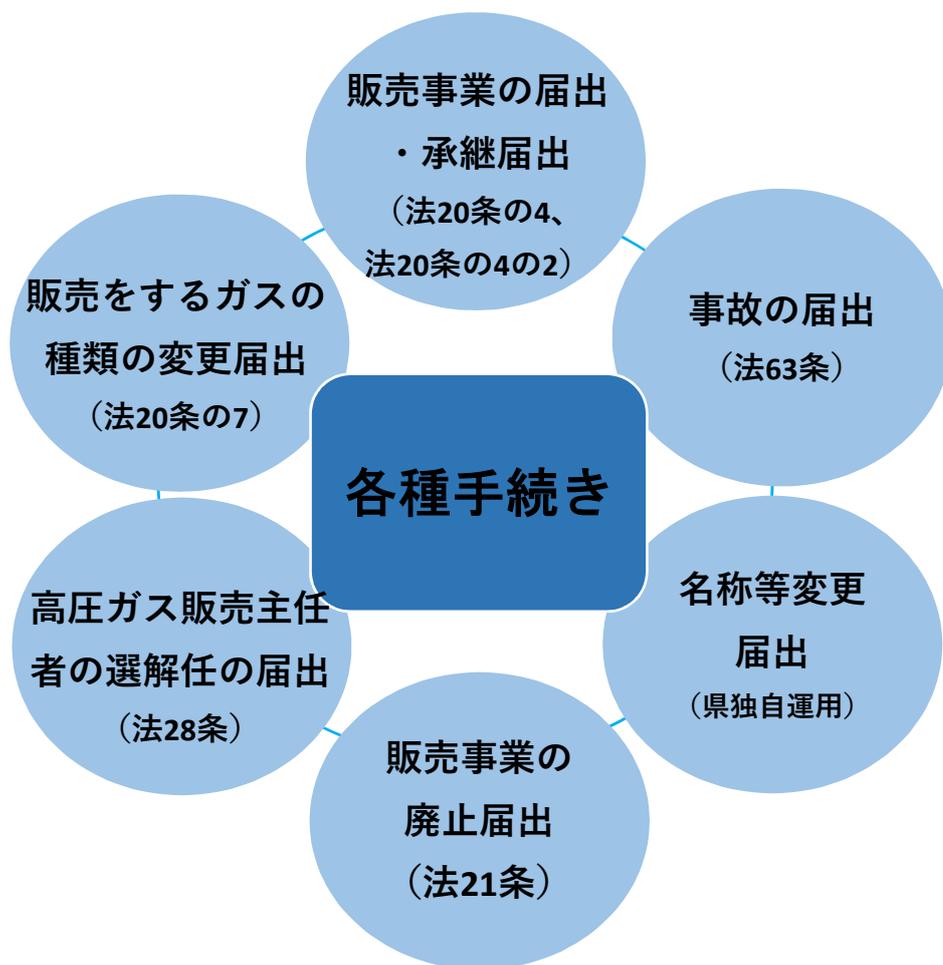


<一般則適用事業所関係>

高圧ガス販売事業者に関する手続き及び遵守事項等



高圧ガス販売に係る各種手続きの説明

手続き	説明
<p>① 販売事業の届出 (法第20条の4、規則37条)</p>	<p>高圧ガスの販売の事業を行おうとする者は、販売所ごとに、事業開始の日の20日前までに都道府県知事に届け出る必要があります。この届出を行った者を「販売業者」といいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「販売の事業」とは、たまたま販売するというのではなく、継続的、反復的に行うことをいいます。 ・「販売所」とは、現品を取り扱うかどうかにかかわらず、また、利益金を受け取るかどうかにかかわらず、その場所で取引（契約）が成立する所を指します。 ・なお、第一種製造者が製造した高圧ガスをその事業所で販売する場合等で販売事業の届出が免除される場合があります（法第20条の4ただし書）。
<p>② 販売事業の承継届出 (法第20条の4の2、規則37条の2)</p>	<p>販売事業の全部を譲り受けた者、相続人、合併後に存続又は合併により設立した法人、分割によりその事業の全部を承継した法人は、販売業者の<u>地位</u>を承継できます。 上記により地位を承継した者は、その旨を都道府県知事に届け出る必要があります。</p>
<p>③ 販売するガスの種類の変更 (法第20条の7、規則41条、基本通達)</p>	<p>販売業者は、販売をする高圧ガスの種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出る必要があります。 ただし、次のイ～ハまでに掲げる同一区分内のガスの種類の変更は、変更届出は不用です。（通達）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 冷凍設備内の高圧ガス ロ 液化石油ガス（炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするものに限りイを除く） ハ 不活性ガス（イを除く）
<p>④ 高圧ガス販売主任者選解任の届出 (法第28条、規則72条)</p>	<p>販売業者は、<u>省令で指定された高圧ガス（アセチレン、アンモニア等）</u>を販売する場合には、所定の製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受け、かつ、所定の販売に関する経験を有する者のうちから販売主任者を選任し、都道府県知事に届け出る必要があります。変更があったときも同様です。 <u>*圧縮空気、炭酸ガスの販売の場合は選任は不要です。*</u></p>
<p>⑤ 事故届 (法第63条、規則98条)</p>	<p>販売業者等は、その所有又は占有する高圧ガスについて災害が発生したときや、高圧ガスや容器を盗まれ又は喪失したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出る必要があります。</p>
<p>⑥ 名称等変更届出 (県独自運用)</p>	<p>製造事業者である法人の名称、所在地、代表者の変更が生じた場合は、その旨、県知事まで届出をお願いします。</p>
<p>⑦ 高圧ガス販売事業廃止届出 (法第21条、規則44条)</p>	<p>販売業者は、高圧ガスの販売の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出る必要があります。 ※「販売所」を移転する場合は、販売事業を廃止し、改めて販売事業の届出する必要があります。</p>

高圧ガス販売事業所が遵守すべき事項等

1. 購入者への周知義務（法20条の5、一般則38、39条）

販売業者等は、省令で定めるガスを販売したとき及び周知して1年以上経過して高圧ガスを引き渡すときごとに、購入して消費する者に対して、当該高圧ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項を記載した書面を配布して、消費者に周知しなければならないとしております。

周知が必要な 高圧ガス (一般則39条1項)

- ・溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素
- ・在宅酸素療法用の液化酸素
- ・スクーバダイビング等呼吸用の空気
- ・スクーバダイビング呼吸用ナイトロックス（（酸素＋窒素）が98%以上かつ酸素21%以上（空気を除く））

周知の時期 (一般則38条)

- ・販売契約を締結したとき
- ・本条による周知をしてから一年以上経過して高圧ガスを引き渡したとき

周知の方法 (一般則38条)

- ・周知が必要な事項を記載した書面を配布し周知

周知の内容 (一般則39条2項)

- 一 使用する消費設備のその販売する高圧ガス（以下この項において単に「高圧ガス」という。）に対する適応性に関する基本的な事項
- 二 消費設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項
- 三 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
- 四 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項
- 五 ガス漏れを感知した場合その他高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に消費者がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、高圧ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項

2. 技術上の基準の遵守（法20条の6、一般則40条）

販売業者等は、省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの販売をしなければならない。

条項	内容
一般則40条1号	高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を整備すること。 <保安台帳記載事項（基本通達）> 1 引渡し先の名称及び所在地 2 引渡し先に対する販売上の保安責任者（できるだけ販売主任者免状等取得者） 3 引渡し先が、接消費者である場合は、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等 4 引渡し先が、販売業者にあつては、販売先の販売業者の届出年月日
一般則40条2号	充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等が無く、かつ、ガスが漏えいしていない容器
一般則40条3～5号	圧縮天然ガス関係 省略

3. 従業者への保安教育の実施（法27条4項）

販売業者は、その従業者に保安教育を施さなければならないとしている。

保安教育の内容は、保安意識、法令、高圧ガスの性質、設備操作、容器等の取扱い、災害時に対する対応等について、事業所の規模や態様、対象となる従業者、取扱う高圧ガスの種類、高圧ガスの施設や設備などに応じて実施いただくことになります。

※参考図書として、高圧ガス保安協会（KHK）より、販売業者等向けの「保安教育の指針」が出版されております。

4. 帳簿の記載・保存（法60条、一般則95条3項、基本通達）

販売業者は、販売所ごとに、次の表の左記に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の右記に掲げる事項を記載した帳簿*1を備え、記載の日から**二年間保存**しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高圧ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号*2、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量）、授受先並びに授受年月日
二 法第二十条の五第一項の周知を行った場合	一 周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所 二 周知をした者の氏名 三 周知の年月日

*1 「帳簿」とは、記載事項が法定要件に合致しており、かつ、必要に応じ直ちにその記載事項が確認できる状態であればフロッピーディスク等でも差し支えないものとする。

*2 「充填容器の記号及び番号」については、当該記号及び番号に対応する容器を確実に特定することのできるものであれば足りることとする。